# 「建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会」

# 「地域建設産業サポート分科会」報告書

# （概要版）

平成 23 年 3 月

「建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会」

地域建設産業サポート分科会

# 「建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会」
# 地域建設産業サポート分科会　報告書概要

## １．検討委員会として指摘したい事項

① 地域における優秀で頼りになる建設企業の必要性

地域の建設企業は、災害時はもちろん平常時の生活基盤を守るためにも地域に必須の主体である。しかし、過当競争といわれる現状、地域に存在する建設企業のすべてが存続できるとは限らず、必要な建設企業の共倒れの懸念もある。したがって、地域に本当に必要な、優秀で頼りになる建設企業の存続のため、企業の自助努力とともに、行政、業界をあげて対応を強めていく必要がある。

② 新たな流れと地域ニーズに応えての建設業の存続

高齢化、過疎化が進む中で、地域社会の活性化と雇用の維持・創出が求められている。建設企業や就業者は、地域経済の主要な担い手として期待され続けていることを踏まえ、建物・施設の維持修繕・転用など建設関係分野に注目し、一方で二地域居住、国際観光、海外からの投資などの新たな流れも見据えて、地域の総合的なニーズに応えて、しなやかに存続していくことを期待する。

③ 建設企業の地域貢献の正当な評価

建設企業は、経営が苦しい中で採算の合わない災害対応などの地域貢献を行っても、儲けているからやってくれて当然という誤解が残り、経費が十分に支払らわれない問題も続いている。また、貢献を報道される例も少なく、行政（建設関係以外）や地域社会から顔が見えない存在にとどまっている場合も多い。このような状況の改善を、関係者が連携を強め、早急に行っていくべきである。

## ２．検討委員会の提言（抜粋）

### (1)　災害、緊急補修における地域の建設企業の役割と必要な対応

A) 経営事項審査、一般競争入札の総合評価、その他の入札参加資格などで、これらの建設企業が担う地域貢献を一層高く評価するよう､行政及び建設業界関係者が連携して努めていく。

B) 行政は、除雪を含む災害対応時の支払い対象経費について、実情を踏まえ、待機費用も十分考慮し、必要に応じて拡大する。その際、直接経費以外に、一般管理費を含む間接経費も含める努力をする。また、除雪等の災害対応用に建設企業が保有している機材・資材について、出動がなくても維持管理経費が賄える制度を導入するか、行政側が保有する仕組を普及する。

### (2) 建設企業数の過剰と選別の必要性

特に公共投資への依存度が高い地域など、建設企業の共倒れにより地域に必要な建設企業の倒産や廃業を防ぐため、行政は、必要な誘導策を実施する。

A) 行政及び業界団体は、地域社会の維持に必要な機能とは何か、そしてそれを担う建設企業の条件とは何かを客観化する議論を深める必要がある。その上で、入札契約制度において反映させる要素や支援対象の選別要件を明らかにしたうえで、地域住民に対して積極的に訴え、理解を得ていく。その際、地域社会の維持に必要な建設企業がいなくなった場合の問題点を説明に盛り込むのが効果的であろう。

B) 地域社会の維持に不可欠な企業の要件としては、災害対応や緊急的な補修を意識すれば、1）その企業で雇用している建設技術者、2）すぐに動員できる建設技能労働者（協力会社との密接な連携も認める）、3）すぐに動員できる機材（協力会社との密接な連携も認める）、4）地域の自然的・社会的な知見を十分持つ経営者・社員、5）組織対応においてリーダーシップを発揮することができる能力、などを考慮すべきであろう。行政としてこれらを明示していく。

C) このような点の評価を入札・契約時に導入するに当たっては、客観的な指標を用いて、地域社会の存続に必要な企業が受注競争の中で仕事が相対的に取りやすくする方法やルールを定めたうえで、市場での受注競争に委ねるのが適当と考えられる。行政及び建設産業として、この点をよく理解する。

D) 地域社会の存続に必要な企業の確保を図る具体策については、各地から先進的な取組例を収集して情報を共有し、それを活用して地域ごとに検討していくことが有効と考えられる。行政や研究機関などが連携してこれに取り組む。

### (3) 建設企業の合併等

A) 建設企業の合併が各社の財務が傷んでいる中で困難であることは理解しつつも、建設企業の過剰の改善策として直接的な方策であるため、引き続き、行政としても、建設企業の合併促進を支援していく。従来も行われているが、弁護士等の専門家の派遣事業の継続などが考えられる。

B) 公共事業の入札・契約制度上、合併をした建設企業が不利にならないよう、行政は、従来の方策に加え、適正な範囲内で優遇措置を追加導入すべきである。例えば、合併前の各企業が持っていた地元地域の入札機会を合併後も維持できるようにしている県もあり、これは合併のメリットを活かせる仕組みとして評価できる。特に、地域特性を踏まえて、各地方自治体独自の支援策も広がることを期待する。

C) 一方、合併により、地域に必要な建設企業が存続しにくくなってしまう事態は避ける必要があるので、行政や業界団体としても合併の動向に十分に注意し、懸念があれば指摘していく。

D) 合併事例の情報の集約、提供を、行政や業界団体が関連公益法人とも連携して、より積極的に行うべきである。その際、特に、合併によるメリット、問題点などを明確に把握すべきである。

### (4) 業務の共同受注方式の活用

A) 行政や業界団体として、実際に維持・修繕業務などで入札不調や不落が発生し、その解決のため、建設企業側と調整のうえ共同受注方式で解決を図っている地域があることを認識し、今後の対応の参考にする。

B) 共同受注方式では、入札不調の対応等のため地域のすべての建設企業を相手方にする方法、地域で貢献意識が高く対応能力も高い企業など一部の企業が共同した主体を相手方にする方法、過当競争のデメリットを緩和するワークシェアリング的な方法（経常 JV を含む）など、様々な方法の選択肢があるとみられることも、行政及び建設業界としても理解し、検討を進める。

C) 共同受注方式によって、地域社会の存続に必要な企業の一企業当たり、一人当たりで仕事がない時期を減らすことができれば、人材が有効活用でき経営改善上のメリットが大きいことも認識して、行政及び建設業界としても検討を進める。

D) 共同受注方式を推進する場合、行政として、共同受注方式の形式や地域の実情に応じて入札・契約制度などでメリットを設けることを検討すべきであろう。ただし、このメリットは、客観的で、競争を活かせるものが求められるであろう。

### (5) 入札・契約制度における地域での必要性への配慮

A) 国は、地方自治体が発注者として地域社会の存続に必要な建設企業の適切な評価に当たって、一定の客観性・透明性のある指名競争入札が合理的な場合については、その導入についての厳格な説明責任を果たしたうえで、その運用体制を指導する。

B) 一部の建設工事について、建設工事の競争参加資格や参加者名簿を用いて、地域社会の存続に必要な地域貢献の意欲とその実施能力が高い企業を評価し、該当企業に発注している県があり、行政はこれを参考に検討する。この場合、評価基準は客観性を確保すべきで、努力をすれば広い範囲の企業が合致可能なものが望ましく、評価を受ける機会はできるだけ頻繁にし、評価プロセスと結果を公表すべきである。また、なるべく応急的な対応力を確保する面からは、下請を地域企業に限る、下請の次数を少なく制限することなども考えられる。

### (6) 建設業の雇用

A) 雇用を守る企業を優遇するため、行政は、人材育成に積極的な建設企業を存続させる政策を強める。例えば、雇用者に対する教育講座を提供している企業、丁寧なＯＪＴで人材育成を進めている企業など、技術・技能の向上に努めている企業を明確に特定し、優遇したりＰＲしたりする。また、行政は、業界団体と連携して、技術者や技能者の資質や能力を評価する仕組みを充実する。例えば、個人の現場経験と資格・研修履歴（技術検定試験、技術者講習など）を網羅したデータベースを構築し、発注者や建設業者が容易に見ることができるようにする。

B) 建設産業行政として､別分野への転職に関して情報提供を続けることは重要であり、有効である場合が多いので、今後も継続的に実施していく。

**(7) 点検、維持補修、災害対応の業務**

行政は、建設業界の意見も踏まえ、点検、維持補修、災害対応の業務を、地域社会の維持に必要な建設企業を活かす方向に改善する。具体的には、

A) 行政は、除雪、公共施設の維持補修、災害対応などの業務について、受注者の赤字発生を防止するため、1)コスト・プラス・フィー方式の導入、2)建設企業に負担のしわ寄せが起こりにくい共同受注方式の拡大､3)除雪機械を公共団体が自ら所有する方式の拡大、などを実施する。

B) 除雪や災害対応の業務については､待機時間などの実態と企業の実際の負担感を反映して、積算対象となる時間を広げる。

C) 行政は、公共施設や公共建築物の管理の民間開放を推進し、補修・改築工事と組み合わせる業務発注を導入する（いわば、“モニター業務”付きの補修・改築業務)。

D) 行政は、建設企業を、公共施設のストックのマネジメント（既存公共施設の総合的維持・管理）を行える主体として育成する。このため、建設企業に対するノウハウ提供、人材育成などの支援を行う。必要に応じ、不動産業、金融業等との連携や人材導入の支援も行う。

E) 政府・自治体は、地域の建設企業の経営安定の視点からも、保有する公共施設の維持管理業務や定期的に必要な更新工事の需要見通しを明らかにするよう努める。

**(8) 新分野進出（リフォーム関係）**

A) 環境・エネルギー関連のリフォームについては、建設業界及び地元行政として、その需要動向の把握に努め、個々の建設企業と情報共有を進める。

B) 高齢者対応のリフォームについては､顧客の安心と満足を得られるような営業方法や施工物件の品質確認方法を個々の建設企業や業界団体として工夫していく｡例えば、住民に信頼されている行政や市民団体など第三者の関与も考えられる。

**(9) 近年の社会情勢の動向を踏まえた建設企業の業務展開**

A) 行政及び建設業界は、日本、地域の魅力として、名所・旧跡等以外に、訪問者のニーズを重視して景観、街並みや産業遺産などの価値にも目を配る。そして、その活用について、建設企業が主要な役割を果たしていく。

B) 既存の資産（ゴルフ場、スキー場、マリーナ、テーマ・パーク、リゾート・ホテルなど）を活かすことを建設企業としても提案していく。

C) コンパクト・シティの実現に資する街づくりに建設企業も主体的に取り組む。

D) 不動産特定共同事業、不動産証券化事業などの手法を建設企業としても利用して、全国または地域の個人投資家や金融機関、ファンドなどの投・融資を呼び込む。

E) 建設企業も主に担っている地域活性化等の諸活動への補助金等の資金支援について、行政の支援として少額でもよいので継続的に実施していく方法を検討する。

F) 地域の諸活動の担い手として活躍している建設企業の顕著な例を収集し、先行事例として積極的に情報提供する行政の取組みは大変有益との評価があるので、これを継続していく。また、建設業界としても、建設企業、建設業界団体が相互に広域的にネットワーク化して、情報共有や広報を行っていく。

## ３．モデル地域の状況調査（抜粋）

### 3.1 福島県

#### (1) 全般的な状況

① 福島県全体で発注される公共事業の 2 割が国交省、4 割が福島県、残り 4 割が市町村からの発注である。福島県内で国発注の仕事をしているのは 20～30 社である。

② 建設業協会の説明によれば、福島県内の公共工事の落札率は、指名競争の時代は 95%程度だったが、平成 18 年以降の一般競争入札の導入、19 年度からの本格導入で 77%程度になり利益がなくなった。その後、国の落札率は上がってきており、県は最低制限価格があり、一般競争の総合評価方式でも低入札調査基準価格等により平成 22 年度は 90%以上を確保できているが、問題は市町村である。

③ 市町村には十分な技術者がいないため、総合評価方式も特別簡易型、簡易型しかできず、件数も容易に増やせない。一般競争入札・総合評価方式の普及度調査で実施済みの市町村でも、事業数の中に占める比率はわずかなはずである。

#### (2) 建設業就業者の過剰、若年者の不足

① 福島県では、建設業に新規入職者が入って来たくない、来ないといった状況になっている。工業高校の先生の話では、子供たちも志望しないし親から建設会社には行くなと言われる状況もある。2010 年度、建設業協会として入職者研修を行い 20 数名いたが、縁故採用が多く新規採用も非常に厳しい。

② 福島県の建設現場での現地視察でも、20 歳代の建設作業員は非常に珍しいとの声があった。一方、高齢者についても、継続的に仕事がないなどの理由からか離職者が多いらしく、それほど人数は多くない。全体として 40 代、50 代の労働者が多いという意見も聞かれた。

#### (3) 建設企業の業務分野の拡大・見直し

① 福島県において、国土交通省の支援スキームである「元気回復事業」の現地視察を桑折町で行った（写真参照）。桑折町では、近年、建設業が 3 から 4 割減少、6 箇所あった製材所はこの 20～30 年で 5 箇所が閉鎖、桑折宿にあった店舗も空き家が増えてきており、地域の衰退が激しい。このように、地域の産業が衰退していく中、比較的体力を残している建設業が中心になって、何とか事業を継続しているといった地域社会の背景がある。

桑折宿復興の取組みの一例（福島県）



② 福島県においては、県としての新分野進出支援事業である「意欲ある建設業チャレンジ支援事業」を平成 20 年度から 22 年度まで実施している。また、平成 23 年度からは、上記事業をきめ細かにした「地域に根ざした建設業新分野進出応援事業」を実施予定。

## 3.2 広島県

### (1) 全般的な状況

① 県発注工事では平成 19 年に一般競争入札が導入された。全国知事会の中で、20～30 社の入札への参加があって初めて競争が担保されるとの議論があり、それまでの指名競争入札に比べ、入札参加者数が一気に膨らんだ。

② 県内建設投資はアジア大会の 2 年前である 1993 年がピークであり、現在はそこから 4 割程度にまで落ち込んでいる。

③ 県発注工事は予定価格が事前公表されている。最低制限価格はいくつかの要素を計算しないと分からない仕組みになっているが、歩掛かりや単価などは公表されているため、計算可能である。これにより、最低制限価格でのくじ引きとなることがあるため、予定価格は事後公表にすべきとの意見もある。

④ 広島には大手ゼネコンなどの支店や営業所もあり、競争が激しい。建設業界からは、特に広島市発注工事の落札率が低く、6 割程度ではないかとの見方もある。

### (2) 建設業就業者の過剰、若年者の不足

① 広島県では、建設工業協会としても高校生の入職促進の活動をしており、また高校からの入職希望もあるが、企業も経営が苦しいので受入れが難しい。高校生の現場実習を依頼しても現場が少なく受入れが難しい。

② 広島県の建設現場での現地視察でも、20 歳代の建設作業員は非常に珍しいとの声があった。一方、高齢者については、50 歳台半ばや 60 歳台後半の方も多く、少ない年金を補うために働かなくてはならない状況もある。

③ 地元建設企業からは、入職者が少なく、大手のゼネコンも地元大学まで学生を探しにくるため、地元企業の採用が難しくなっているとの説明もあった。

### (3) 建設企業の業務分野の拡大・見直し

① 広島県では，建設業者の新分野進出へ向けた取組みの促進のために補助金を設け，平成 19 年度から平成 22 年度まで延べ 70 社程度に対し事業を実施した。この補助金の利用は、副業化による経営の安定がより必要な「資本金が低めの企業」では少なく、多少経営に余裕のある資本金がより多い企業が多かった。これまでの補助事業によって新分野進出への取組み機運の醸成に一定の成果が認められたとし、今後は、住民の安全・安心を担う建設業者を念頭にターゲットを絞り込むなど、補助事業の再構築を図っている。

② 例えば、広島県の現地視察対象となった農園付き貸別荘経営については、自己所有の遊休地を農地転用で宅地化した上に別荘を建設し、滞在型の農園付き貸別荘として事業を行っている。造成から建築までの建設費用を政策金融公庫からの融資で行い、2 期分までの 15 棟を運用している（写真参照)。

**建設企業による農園付き貸別荘（広島県）**



③ もう一つの広島県での現地視察の対象となったキムチ製造販売については、建設企業経営者が、韓国でキムチ製造のノウハウを学んだ後に、設備投資資金を県費預託融資に通常融資を組み合わせて調達し平成 21 年 4 月から本格的に製造を開始した。

## ４．調査資料

### 地域貢献企業を対象とした入札制度

| | |
|---|---|
| 地域保全型工事<br>（新潟県） | （対象工事）<br>以下の選定基準をすべて満たす工事で、地域振興局審査会工事部会で選定した土木一式工事。<br>・予定価格250万円超7,000万円未満の工事で、特殊な技術を必要としない工事。<br>・地域の安全・安心確保に深く関わる工事。<br>・災害復旧工事又は維持・補修系工事。<br><br>（入札参加資格要件等）<br>・県が「地域貢献地元企業」であると認定した企業。<br>・指名競争入札（8～15者程度）で、全ての等級の企業を対象とできる。<br>・下請制限、労働条件の改善等を条件とする。 |
| 参加希望型競争入札<br>（長野県） | （対象工事）<br>農政部、林務部、建設部が発注する予定価格800万円未満の土木一式工事で、請負者による直営施工が可能な工事。<br><br>（入札参加資格要件等）<br>・本店が長野県内にあり、土木一式工事の資格総合点数が782点以下のものが参加できる。<br>・施工は、原則として受注業者が直営で行う。 |
| 地域優良企業評価型<br>一般競争入札（広島県） | （対象工事）<br>請負対象設計金額が1,000万円以上2,500万円未満で、指名業者等選考委員会の意見に基づいて発注機関の長が選定した土木一式工事。<br><br>（入札参加資格要件等）<br>・土木一式工事の平均工事成績が70点以上。<br>・工事を発注する発注機関の管内に主たる営業所を有する。<br>・入札参加可能者数の標準は、概ね10～15者程度。 |
| 地域力保全型入札制度<br>（長崎県） | （対象工事）<br>土木部所管の建設工事で、離島地域の建設部・土木事務所が発注する設計金額3,500万円以上5,000万円未満の土木一式工事で特殊な技術を要しないもの。<br><br>（入札参加資格要件等）<br>・離島地域で、土木一式工事のA等級に格付けされた管内業者（一部地域は、B等級を含む。） |
| 地域企業育成型<br>総合評価方式（宮崎県） | （対象工事）<br>・予定価格250万円以上4,000万円未満の土木一式工事の一部。<br>・予定価格250万円以上6,000万円未満の建築一式工事の一部。<br><br>（入札参加資格要件等）<br>・対象工事の受注は1件を限度。<br>・評価項目が、県工事成績、地域内の本店の有無、地域社会貢献の実績の3項目のみで、結果的に地域貢献度の高い企業が落札できる仕組み。これらの実績に関して事前にデータ登録を行う。 |

注：現地ヒアリング、各地方公共団体ホームページ、業界紙等の情報を元に(財)建設経済研究所作成